

1. 建築物

[15]改札口

整備の基本的考え方

建築物に改札口を設ける場合は車いす使用者が通過でき、視覚障害者が利用しやすいよう整備を行なう。

整備基準

改札口を設ける場合においては、次に定める構造の改札口を1以上設けること。

- イ 幅は、内法を80cm以上とすること。
- ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

さらに望ましい基準

- ・ 幅は、内法を90cm以上にすること。

○解説

※内法を80cm以上：内法80cmは車いすで通行可能な最小寸法。

※支障となる段：車いす使用者が通過する際に、1cm以上の高低差があり角張っている段差は、支障となる場合がある。

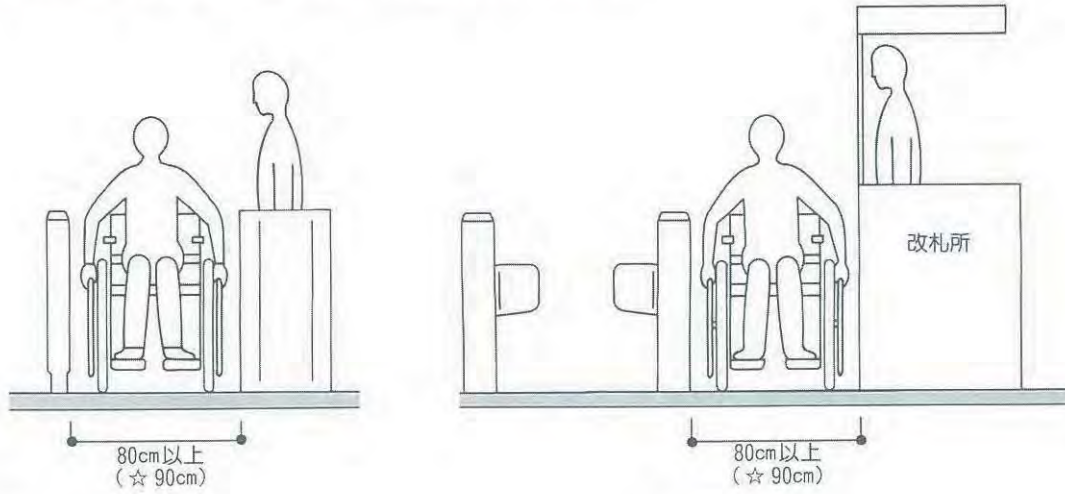
○配慮事項

- ・ 券売機から改札口に至る通路のうち1以上には誘導用床材を敷設すること（[14]券売機の項46頁参照）。
- ・ 自動改札口を設ける場合は、有人改札口を併設すること。

参考解説図

■誘導用床材の敷設

- ※誘導用床材は whichever 1 以上の改札口に敷設すること
- ※自動改札機も内法 80cm 以上のものが 1 台以上あることが望ましい



■有人改札口

■自動改札機

